

情報通信審議会 電気通信事業政策部会 電話網移行円滑化委員会

第9回会合 議事録

1. 日 時： 平成24年8月6日（月） 10:30 － 12:00
2. 場 所： 総務省8階 第1特別会議室
3. 出席者： （委員）  
東海主査、相田主査代理、井手委員、石井委員、北委員、長田委員  
（総務省）  
安藤電気通信事業部長、吉田事業政策課長、二宮料金サービス課長、  
大村料金サービス課企画官、森下番号企画室長、  
富岡事業政策課課長補佐、石谷事業政策課課長補佐、  
内藤料金サービス課課長補佐、清水番号企画室課長補佐
4. 議 題： （1）「ブロードバンド普及促進のための環境整備の在り方」答申を受  
けた電話網からIP網への円滑な移行に関する取組状況  
（2）その他

○東海主査 お早うございます。定刻でございますので、情報通信審議会電気通信事業政策部会電話網移行円滑化委員会の第9回の会合を開催させていただきたいと思います。

本日は、皆様御多忙の中、また、少し天候の悪い中をお集まりいただきましてありがとうございます。審議に先立ち、総務省の方から、人事異動に関して御紹介をいただきたいと思います。どうぞ。

○石谷課長補佐 それでは、弊省の人事異動に伴い、着任した後任を紹介いたします。

まず、電気通信事業部長ですが、原口の後任で安藤が着任いたしました。

○安藤部長 安藤でございます。よろしくお願いします。

○石谷課長補佐 続きまして、事業政策課長ですが、古市の後任で吉田が着任いたしました。

○吉田課長 吉田でございます。よろしくお願いいたします。

○石谷課長補佐 続きまして、番号企画室長ですが、中沢の後任で森下が着任いたしました。

○森下室長 森下と申します。よろしくお願いいたします。

○石谷課長補佐　　続きまして、料金サービス課課長補佐ですが、安東の後任で内藤が着任いたしました。

○内藤課長補佐　　内藤でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○石谷課長補佐　　続きまして、番号企画室課長補佐ですが、東川の後任で清水が着任いたしました。

○清水課長補佐　　清水と申します。よろしくお願いいたします。

○石谷課長補佐　　最後に、本委員会の事務局を担当しております私ですが、大内の後任として着任いたしました、事業政策課課長補佐の石谷でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○東海主査　　ありがとうございました。

それでは、審議に入らせていただきたいと思います。本日の第9回の会合は約半年振りの開催になっておりますが、前回の第8回の会合に至るまでは、「電話網からＩＰ網への円滑な移行の在り方」ということについて熱心に御議論いただき、その内容を踏まえまして、昨年の12月20日開催の情報通信審議会電気通信事業政策部会におきまして、総務大臣に答申がなされたところでございます。

本日の委員会は、同答申におきまして、2012年以降も、電話網移行円滑化委員会を存置した上で、適切なタイミングに、ＮＴＴ東日本及びＮＴＴ西日本と関係事業者の間の協議、コア網移行に向けた各主体の取組、それからＰＳＴＮ・メタル回線により提供される既存のサービスやＩＰ網・加入光ファイバ回線により提供されるサービスの利用実態等につきまして、委員会として一定のデータを整理し、関係者から状況を聴取することが適当であるとされておりましたことを受けまして、答申以後の取組状況につきまして、調査審議するために開催するものでございます。

したがって、本日の委員会では、まず事務局から答申以後の取組状況について御説明をいただき、その後、そのような趣旨を踏まえた自由討議をお願いしたいと思っております。

なお、本日は、移行の当事者でいらっしゃいますＮＴＴ東西さんに直接お答えいただくことが必要と考えられるものもあるかと存じますので、御両社に御陪席をいただいておりますところでございます。質問等ございましたら、適宜お願いしたいと思っております。

それでは、まず事務局から、ＮＴＴ東西さんの御陪席者について御紹介をいただくとともに、本日の資料の御説明をお願いしたいと思っております。なお、本日の委員会は公

開で開催をいたしておりますが、本日の資料は一部「委員限り」となっておりますので、その際にはどうぞ委員の方には、御発言を御注意いただきたいと思います。

それでは、お願いいたします。

○石谷課長補佐     それでは、事務局の方から説明させていただきます。まず、本日の陪席者について紹介させていただきます。本日は、東日本電信電話株式会社より、相互接続推進部長、大平弘様、

○東日本電信電話株式会社（大平部長）     よろしくお願いします。

○石谷課長補佐     経営企画部営業企画部門長、北村亮太様、

○東日本電信電話株式会社（北村部門長）     よろしくお願いします。

○石谷課長補佐     また、西日本電信電話株式会社より、相互接続推進部長、矢野健剛様、経営企画部営業企画部門担当部長、池富保様、

○西日本電信電話株式会社（池富担当部長）     よろしくお願いします。

○石谷課長補佐     にお越しいただいております。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

続きまして、資料の説明に入らせていただきます。まず、事務局より配付いたしました資料につきまして説明をいたします。配付いたしました資料としましては、議事次第に続きまして、資料９－１、「ブロードバンド普及促進のための環境整備の在り方」答申を受けた電話網からＩＰ網への円滑な移行に関する取組状況というものがございます。その後に資料９－２といたしまして、参考資料を配付させていただいております。過不足等ございましたら、御連絡いただければと思います。過不足がないようでしたら、資料９－１に沿って説明させていただきまして、必要に応じて資料９－２の参考資料にも触れさせていただくという形で進めさせていただければと思っております。

それでは、早速資料９－１でございます。本日、主査のお話にございましたとおり、答申以後の取組状況について説明させていただきたいと思います。ただ、答申が出てから既に半年以上経過しているところがございますことから、答申以後の取組状況に先立ちまして、まずは答申の内容について、おさらいという形で説明させていただきましたらと思っております。

それでは、１ページ目でございます。まずはこちら、昨年１２月２０日に答申をいただきました「ブロードバンド普及促進のための環境整備の在り方」のうち、電話網移行円滑化委員会に関する部分、すなわち第Ⅰ編の「電話網からＩＰ網への円滑な移行の在り

方について」の全体像を図で示しているところでございます。現在、NTT東西のPSTNが果たす役割としましては、上に書いてありますとおり、基本サービスの提供、競争基盤の提供、ハブ機能の提供があると考えられております。こうした基幹的ともいえる機能につきまして、今後NGNがこうした役割を担う場合、各役割について円滑な移行を確保していくことが必要という認識がございました。その際、様々な課題が生じると思いますけれども、これらの課題を解決していくためには、いわば横串となるような基本的な視座を関係者が共有し、課題の解決に際して参照していくことが有益だということとされておりました。

そこで本委員会では、この真ん中の四角にありますとおり、継続性、予見性・透明性、発展性・柔軟性、この3つを基本的視座として共有した上で、電話網の移行に伴う個別の課題について検討してきたところでございます。

その検討事項が1ページ目の下半分でございますけれども、ここは答申の目次に沿って書かせていただいているところでございますが、大きく分けて総論（ネットワークの在り方等）、②利用者対応、③事業者対応、④フォローアップといった4本柱で検討させていただいたところでございます。

続きまして、2ページ目を御覧ください。こちらは今申し上げました4つの柱につきまして、もう少し詳しく説明させていただければと思っております。この2ページ目では、総論につきまして、答申の概要を記述してございます。総論（ネットワークの在り方等）では、コア網のPSTNからIP網への移行に伴う今後のネットワークの在り方、そしてNTT東西の「概括的展望」、関係者による合意形成、この3つの項目について整理がなされてきました。

最初の「今後のネットワークの在り方」では、1ページ目の図に示しましたPSTNの3つの基本的な役割、そして3つの基本的な視座についての記述がなされているところでございます。次にNTT東西の「概括的展望」でございますけれども、ここではPSTNのIP網への移行を、早期かつ円滑に実現するためには、関係者が必要な対策を前倒しで行っていくことが望ましいということ。また、2つ目のポツですけれども、NTT東西が示している移行計画、すなわち概括的展望でございますけれども、これについては一定の妥当性が認められるが、現時点では各サービスの廃止時期等の詳細が明らかになっていない等、関係者が実際に移行する上で十分な計画となっておらず、現在の計画について継続的な検証を行うとともに、必要に応じて見直しを行っていくことが適

当とされていたところでございます。また、３ポツ目でございますけれども、ＮＴＴ東西によるさらなる情報公開等、積極的な移行を促す環境づくりを通じて、円滑な移行を早期に実現することが重要とされていたところでございます。

大きな３つ目の関係者による合意形成でございますけれども、ここでは関係者による協議は移行の円滑化に資するため、今後も実施すべきとされ、総務省もオブザーバーとして参加し、それを注視すべきとされていたところでございます。

続きまして、３ページ目でございます。３ページ目では利用者対応に関する答申の概要を記述してございます。利用者対応の項目といたしましては、まず１ポツ目、円滑な移行に向けた取組を掲げております。ここでは、その中の上のポツでございますけれども、利用者の積極的な移行を促進する観点から、個別のサービスの廃止時期等、利用者が移行を行う上で必要と考えられる情報を速やかに提供していくことが求められるとされております。また、２ポツ目でございますけれども、移行の周知に加え、移行体制の整備や移行計画の策定、関係者との調整等の包括的な対策も必要としているというところでございます。

次に、大きな２ポツ目でございますけれども、維持・廃止されるサービスの分類の妥当性でございます。ＮＴＴ東西は移行計画におきまして、ＰＳＴＮからＩＰ網への移行に当たりまして、下の米印に書いてあります、「提供を継続するサービス」、「マイグレーションと合わせて提供終了見込みのサービス」、そして「マイグレーションに先立って順次提供終了見込みのサービス」の３つに分類しているところであります。このＮＴＴ東西の３つの分類につきまして、その分類の基となる考え方等について、引き続き情報提供を行うとともに、総務省においても各サービスの社会的役割や利用実態等を定点的に把握することを通じ、分類の見直しの可能性を含めた検証が求められるとされていたところでございます。

また、大きな３つ目のポツでございますけれども、各サービスに係る課題におきましても、移行後維持されるサービスについては、移行計画の具体化に際し、提供条件を分かりやすい形で提示していくことが求められる、廃止されるサービスにつきましては、代替サービスの開発・提供等を通じて、利用者の選択肢を増やしていくことが有効であるとされていたところでございます。

続きまして、４ページに移っていただきますと、こちらでは事業者対応についての答申の概要を記述しているところであります。事業者対応では、ＰＳＴＮがＩＰ網に移行

し、ＩＰ網で代替的な機能が提供されない場合や、代替的な機能の提供条件によっては、電気通信市場全体の競争環境にも大きく影響を与えるということを踏まえて、事業者対応の措置を講じることが重要ということで、具体的に、この大きなポツにございますけれども、「コア網のＩＰ網への移行に対応したコロケーションルールの在り方」、「メタル回線コストの在り方」、「ＮＧＮにおける競争環境の整備」、「緊急通報を含むハブ機能の在り方」、「コア網のＩＰ網への移行を踏まえた番号ポータビリティの扱い」について、課題を整理していただいたところをございました。

そのうち１ポツ目、コロケーションルールの在り方につきましては、設備の撤去や入替え等を効率的に行う観点から、既存のコロケーションルールの見直しを検討することが適当とされておりました。次の２ポツ目、メタル回線コストの在り方をございますけれども、こちらではＩＰ網への移行はメタル回線にも間接的な影響があるため、移行期におけるメタル回線の接続料算定の在り方について、コストの検証、更なる適正化に向けた検討を行うことが適当とされておりました。３ポツ目のＮＧＮにおける競争環境の整備をございますけれども、こちらではＰＳＴＮやメタル回線において確保されていた公正競争環境の後退を極力招かない点等から、ＮＧＮや光ファイバ回線においても公正競争環境を確保することが必要とされておりました。４ポツ目のハブ機能の在り方におきましては、ＩＰ網への移行に対応した緊急通報の在り方等を含め、ハブ機能の実現方法等について早期に検討を行うことが適当とされておりました。最後、番号ポータビリティの扱いにつきましても、ＯＡＢ－ＪＩＰ電話において、ＮＴＴ東西と競争事業者間相互の番号ポータビリティの実現が求められるとともに、ロケーションポータビリティについても拡大が求められるとされていたところをございます。

そして４番目、本検討のフォローアップについてでございますけれども、こちらは答申第Ⅰ編の最後といたしまして、今回第９回の委員会が開かれておりますように、２０１２年以降も「電話網移行円滑化委員会」を存置し、今後の環境変化等を注視していくとともに、将来新たに課題が生じた場合には、適時適切に検討を行うことが必要とされていたところをございます。ここまで、答申につきましてのおさらいということで、これまでの概要について説明させていただきました。

続きまして、答申以後、どのような取組が行われてきたのか、答申以後の取組状況について説明させていただきたいと思います。５ページ目以降が取組状況に関するものをございますけれども、取組状況の説明に際しましては、答申の構成どおり総論、利用者

対応、事業者対応という構成に沿って説明させていただきたいと思っております。ただ、まずはそれぞれの分野の説明に先立ちまして、本年2月に総務省からN T T東西への要請という形で様々な事項について報告を求めるということをさせていただいておりますので、まずはそれを紹介させていただきたいと思えます。

こちらにつきましては、資料9-2、参考資料を御覧いただければと思えます。参考資料の1ページ目でございますけれども、昨年12月20日の答申では、様々な事項につきまして、N T T東西に対して適切な措置を講ずることが適当という結論をいただいたところでございます。我々総務省といたしまして、この答申を受けて、本年2月2日にN T T東西が講ずべき措置につきまして、この答申の内容に沿いまして、N T T東西に要請を行っているところでございます。N T T東西の要請の内容は、答申の内容を踏まえて多岐に亘っているところでございますけれども、この要請につきましては、大きく答申の構成と同じように、総論、利用者対応、事業者対応といった構成に沿って要請が行っているところでございます。

要請の詳細につきましては、それぞれの取組状況において具体的に説明させていただきたいと思えますけれども、簡単に紹介いたしますと、総論部分に関する要請としまして、参考資料1ページ目の要請の概要の1番目、「計画」に関する措置というところでございまして、N T T東西の現在の移行計画につきまして、継続的な検証を行い、本年6月末までに検証の状況や見直しが行われた場合における見直しの内容について総務省に報告していただき、その後半年毎に定期的に報告することを求めているところでございます。また、「利用者対応」に関する要請といたしまして、2番目ですけれども、利用者に対する具体的な移行対策の策定について速やかに検討を行い、こちらは本年12月末までに移行対策について検討した状況や、策定した内容について総務省に報告し、その後半年毎に定期的に報告することを求めているところでございます。

参考資料を1ページおめくりいただきまして2ページ目でございますけれども、こちらでは事業者対応についての要請を挙げております。事業者対応に関する要請では、答申で触れられておりましたコロケーションルールの見直しに関する具体的な検討状況や調査結果、メタル回線コストに関する具体的な調査結果について、原則として本年6月末までの報告を求めているところでございます。

続けて3ページ目におきまして、事業者対応についての要請を挙げております。この中ではハブ機能の実現に向けた検討状況や、番号ポータビリティの実現に向けた検討

状況等についての報告を求めているところでございます。また4番目、NGNのオープン化というものに関する要請といたしまして、中継局接続機能に関するもの、通信プラットフォーム機能に関するもの等のオープン化に係る検討状況等について報告を求めているところでございます。これらの要請につきましては、その多くの報告期限が本年6月末までとなっており、我々としては、実際NTT東西から6月29日に報告を受けているところでございます。そのため、取組状況の説明に当たりましては、このNTT東西の要請と、それに関する報告の内容を中心に説明させていただければと思っております。

それでは、再び本体資料、9-1の5ページにお戻りいただきたいと思います。ここではまず、総論に関する取組状況について説明させていただきたいと思います。総論に関する取組状況につきましては、先程説明しましたとおり、総務省の取組として、NTT東西への要請を本年2月2日に行ったところでございます。その内容といたしましては、こちらの1ポツ目に書いてありますように、NTT東西に対し、現在の電話網からIP網への移行に関する計画、これには移行後に維持・廃止されるサービスの分類や個別サービスの廃止時期、代替サービスの提供条件等も含まれておりますけれども、こちらについて継続的な検証を行い、本年6月末までに検証の状況及び見直しが行われた場合の見直しの内容について総務省に報告するとともに、移行が完了するまでの間、半年ごとに総務省に報告することを要請したところでございます。

この要請に対しまして、NTT東西から6月29日に報告がきております。そこが2ポツ目でございますけれども、こちらは答申後まだ半年程度しか経過していないこともございまして、現時点で移行計画そのもの、いわゆるNTT東西の概括的展望そのものを見直すような大きな技術動向や市場環境の変化がないことから、現在のところ公表した計画どおり進めていく考えであるとの報告を受けているところでございます。

また、総論に関する取組状況といたしましては、答申におきまして、関係者による合意形成という項目で、関係者による協議を今後も実施すべきとされておりましたが、この関係者による協議といたしまして、これは答申の審議中からでございますけれども、2011年6月より、「PSTNマイグレーションに係る関係事業者間の意識合わせの場」というものをNTT東西が開催しているというところでございます。こちらについては、参考資料の4ページ目をおめくりください。

こちらにPSTNマイグレーションに係る意識合わせの場の開催状況について記述し

ているところでございます。この意識合わせの場は、昨年 12 月 20 日に答申をいただいた後も、引き続き継続されているということでございます。また、答申の内容も踏まえて、下の開催状況でございますけれども、例えば本年 2 月には、札幌会場や大阪会場といった地方でも意識合わせの場を開催する等、NTT 東西は、関係者による協議に取り組んでいると伺っているところでございます。

何度も飛んで恐縮ですけれども、本体資料の方にお戻りいただきまして、本体資料の 6 ページ目でございます。こちらは利用者対応に関する取組状況というものを、幾つか挙げさせていただいているところでございます。まず 1 番目、円滑な移行に向けた取組ということで、利用者対応に関する総論的なものでございます。こちらにつきましては、総務省から NTT 東西の要請でございますけれども、1 ポツ目、円滑な移行に向けた取組といたしまして、NTT 東西に対し、電話網から IP 網への円滑な移行に向けた、利用者に対する具体的な移行対策、実施時期、実施主体、実施手法等を含めた策定につきまして速やかに検討を行い、2012 年 12 月末までに移行対策について検討した状況、そして策定した内容について総務省へ報告するとともに、移行が完了するまでの間、半年毎に総務省に報告することを要請しているところでございます。

こちらにつきましては、報告の時期を本年 12 月末としておりますことから、まだ今回の説明の中では、具体的な報告というものが上がってきているわけではございませんけれども、先ほど総論部分に関して述べました要請の中で、具体的に利用者対応に関するものとして、移行後に維持・廃止されるサービスの分類、個別サービスの廃止時期、代替サービスの提供条件についても検証を行って報告するということを要請しておりました。今回この部分につきまして、利用者対応に関する取組状況ということで、NTT 東西から個別サービスの廃止時期、代替サービスの提供条件等についての具体的な考え方の報告を受けておりますので、これについて簡単に紹介させていただきたいと思っております。

申し訳ございませんが、また参考資料の方に飛びますけれども、先に参考資料の 6 ページから 9 ページを御覧いただければと思います。こちらでは、今申し上げました個別サービスの廃止時期、代替サービスの提供条件等についての考え方ということで、NTT 東西から報告のあった内容につきまして、サービス毎に報告を受けた内容を記載させていただいているところでございます。NTT 東西の報告によりますと、サービス毎に 3 つの分類に分けた上で、それぞれの加入数、契約数等の施設数等々、そして、これま

で明らかになってこなかったような、こちらは見込みでございますけれども、提供終了時期見込みというものがございまして、それとあわせて利用者への対応状況、代替サービスの考え方、具体的な新規販売停止やサービス終了の時期の考え方についても、右の欄のように報告を受けているところでございます。

こちらは6ページ目、7ページ目で、「PSTNマイグレーションに先立ち順次提供終了のサービス」を挙げておりまして、8ページ目で「マイグレーションに合わせて提供終了見込みのサービス」、9ページにおきまして、「提供を継続するサービス」についての考え方が記載されております。現在、NTT東西では、サービス終了時期が早い、マイグレーションに先立ち順次提供終了見込みのサービス、すなわち、6ページ目、7ページ目のサービスに関する利用者対応を中心に取り組んでいると伺っているところでございます。

この報告内容につきまして、簡単に例を挙げて紹介させていただきたいと思います。参考資料1ページ戻りまして5ページ目になりますけれども、こちらでは信号監視通信サービスというものと、DIAL104及びコレクトコールの考え方について特出しして記載させていただいているところでございます。こちらにつきましては、昨年の審議の途上にも、NTT東西から具体的に御紹介があったということで、今回はこれらのサービスを書き出して紹介させていただきたいと思います。

信号監視通信サービスにつきましては、利用者宅内から常時送出する監視信号をNTTビル内の信号検出装置により監視し、断線等の異常が発生した場合に、その状況を利用者があらかじめ指定した監視センター等に通知するサービスというものでございます。このサービスにつきましては、マイグレーションに先立ち順次提供終了見込みのサービスとされているところでございますけれども、こちらは報告によりますと、契約数は2010年度末の3.4万回線から2011年度末には3.1万回線まで減少しているということでございます。

これに関する対応状況と今後の対応方針ということでございますけれども、こちらに記載しておりますとおり、このサービスは2015年頃の提供終了を見込んでいるということで、利用者対応といたしまして、このサービスを利用する全ての警備会社に対して、サービス終了時期を既に周知しております。そして、代替サービスを要望する警備会社には、既に利用が進みつつある光IPによる監視サービスを提案しております。また、昨年の審議にも話が合ったように、一部の利用者に光・IPで断線を検知する機能とい

うのがこれまでついてなかったところがございますけれども、それに対する要望があったことを踏まえて、現在サービスの仕様を検討しておりまして、2013 年度上半期を目処にサービス提供を開始することを計画しているとのことでございます。これを踏まえて、全ての警備会社への代替サービスの提案と、サービス終了に関する対応を行った上で、新規販売停止とサービス終了を公表するというを伺っております。

続きまして、D I A L 104 及びコレクトコールでございますけれども、D I A L 104 は番号案内の後に、音声ガイダンスによるボタン操作やコミュニケーターへの申し出により、そのまま案内先の電話番号に接続するサービスでございます。また、コレクトコールにつきましては、着信者による料金負担で通話を希望する発信者からの呼を、着信者の承諾を得た上で接続するサービスというものになっております。これらにつきましては、契約数がいずれも減っているというところございまして、2015 年度頃に終了を見込んでいると伺っております。こちらの利用者対応につきましてですが、まず利用実績のある利用者の利用実態調査を実施したということでございます。

続いてコレクトコール、D I A L 104 についても、それぞれ代替の利用の使い方の工夫等々によって、例えば、コレクトコールでは、フリーアクセスという、通話料を着信側で負担するサービス、D I A L 104 では電話番号をメモしてかけ直していただくという使い方の工夫の提案や、代替サービスの提供によって代替が可能だということで、そういったことを進めていくと伺っております。特にD I A L 104 につきましては、利用者がメモをとりやすくするために、本年5月から、これまでの電話番号の復唱回数を2回から4回に増やして、メモをとりやすい環境を整備していると伺っております。これらの取組を進めまして、まだサービス終了が確定はしていないのですけれども、サービス終了の2年程度前に、サービス終了を実際公表した上で、利用者周知をしていくと伺っております。

以上、マイグレーションに先立って、順次提供終了見込みのサービスにつきまして、例を挙げて紹介させていただきましたけれども、これ以外にも、例えばマイグレーションに合わせて提供終了見込みのサービスとして分類されているI S D Nサービスの中のI N S ネットにおきましては、ひかり電話では、これまでI S D N専用機器が利用できないということが課題に挙げられていたところですが、こうしたひかり電話対応のI S D N変換アダプタなどを開発し、本年から発売開始をするなどの利用者対応をとっていると伺っております。

本体資料の６ページにお戻りいただきまして、ここまで円滑な移行に向けた取組について説明させていただきましたけれども、下の大枠にありますとおり、維持・廃止されるサービスの分類の妥当性という項目も、利用者対応にはございました。ここにつきましても、ＮＴＴ東西から本年６月末の報告で言及されておりますけれども、このそもそもの提供を継続するサービス、マイグレーションと合わせて提供終了見込みのサービス、マイグレーションに先立って順次提供見込みのサービスとの分類につきましては、現時点では見直すような大きな技術動向や市場環境の変化はないことから、公表した計画どおり進めていくと報告を受けているところでございます。以上が、利用者対応に関する取組状況でございました。

続きまして、７ページからは、事業者対応に関する取組状況について説明させていただきたいと思います。事業者対応につきましては、私に代わりまして、料金サービス課課長補佐の内藤より説明させていただきたいと思います。

○内藤課長補佐　それでは引き続いて、事業者対応に関する取組状況について説明させていただきます。

昨年のブロードバンド答申におきましては、マイグレーションに関する事業者対応に関しまして、まずＰＳＴＮにおける競争環境の整備、次にＮＧＮにおける競争環境の整備、ハブ機能の在り方、最後に番号ポータビリティの扱いの４点が取り上げられたところでございます。これにつきまして、総務省の方で、先ほど石谷から申し上げましたとおり、本年２月にＮＴＴの東西に対して報告を求めまして、６月末に報告をいただいているところでございます。今回は、その報告内容を中心に、簡単にご紹介させていただきたいと存じます。

まず１点目のＰＳＴＮにおける競争環境につきましては、こちらの本体資料の７ページにありますとおり、まずはＮＴＴ東西の収容局におけるコロケーションルールの在り方、そしてメタル回線のコストの在り方、２点について報告をいただいているところでございます。

まずコロケーションにつきましては、要素といたしましては電気料金算定の見直し、設備撤去の６カ月前に通知を必要とする、いわゆる６カ月前ルールの見直し。そして、申し込み手続の簡素化、リードタイムの短縮化の４項目について報告を求めているところでございます。

電気料金算定の見直しですけれども、これにつきましては、参考資料の１０ページを

お聞きいただけますでしょうか。まずコロケーション設備、装置につきましては、従来装置の一部を使用しなくなっても、全てを使う前提で消費電流値に基づいて電気料金を支払っていたという事例がございました。これにつきまして、この図の紫の枠囲いのところにありますとおり、接続事業者よりDSLの契約数が減少していく状況であることを背景に、実際に消費する部分についての支払いとするよう要望があり、これは答申において、柔軟化が適当という形でいただいていたところでございます。

これにつきまして、NTT東西からの報告において、答申を受けて接続事業者と協議の上、消費電流値について客観的に確保するための条件を付して認めたということで御報告をいただいております。具体的には、下の新たな運用方法のオレンジの枠囲いにありますとおり、メーカー仕様書により、消費電流値を確認できるといったことであるとか、実際に使っていない芯線を結んで包む、ほう縛処理というものをし、外部から見えるようにする、こういった条件を付けて認めているということでございます。

次に、6カ月前ルールの検証というのがございましたが、これについては引き続き参考資料の11ページ目を御覧ください。これにつきましては、NTT東西の收容局において、コロケーション設備を撤去する際、6カ月前の申し入れが要件となっていたところです。これについて、なぜ6カ月かというところは、転用に要する平均的な期間が6カ月であったと過去にあったということで、これをもとに算定しているということでございました。答申におきましては、転用に要する期間に係る実態に関するデータを収集して、当該ルールの妥当性の検証を行うように求められていたところでございます。

真ん中に、転用に要する期間についての数式がありますけれども、これはコロケーション設備撤去に係る期間と、新たな接続事業者がコロケーションスペースを利用開始するまでの手続に係る期間からなっております。この具体的な調査結果が一番下にございます、表形式のところでございます。結論と申しましては、この両者を合計してみたところ、それぞれNTT東西とも6カ月前後となっているということでございます。今回こうした具体的調査結果が出たことを受けまして、NTT東西におきましては、この結果を示して、接続事業者からの提案を踏まえて、適宜見直しを行っていくということでございます。

次に、もう1枚進んでいただきまして、参考資料の12ページを御覧ください。答申におきましては、コロケーションスペースに長期間空きがない場合につきまして、実態を把握するように求められてございました。これについて、NTT東西からの報告結果

をお示しさせていただいております。これによれば、まずN T T東日本については、空きがない局舎は、2011 年末時点でN T T東日本局舎の全体の 6.0%、西日本につきましては 4.4%となっております。2006 年末時点、これは答申に書いてございましたが、これにつきましてはそれぞれ 3.9%、3.4%であったことからすると、若干悪化という状況でございます。また、赤の点線で書いてある委員限りという部分を御覧いただきますと、特定の都道府県で高い傾向にあるという状況になってございます。また、N T T東西それぞれにございますけれども、Dランクというのは空きがない状況でございますが、これらについて、そうした状況が3年以上続いている局舎についても報告を求めています、これにつきましては、N T T東日本で現在Dランクであるもののうち、約半数に空きがない状況が3年以上続いており、西日本につきましては大体4割、127 分の 51 で大体4割が、3年以上空きがない状況が続いているということでございます。

引き続きまして、参考資料の 13 ページ。こちらに関しましては、コロケーションに際して必要なスペースの話と別に、電力も必要であるということですので、これについても状況の報告をいただいております。結果といたしましては、N T T東日本で全局舎のうちの 0.3%、N T T西日本で 1.5%という形で、低い数値にとどまっているという状況でございます。またこれにつきましても、電力リソースがない状況が3年以上継続しているものを確認しておりますけれども、これについても東では0、西でも2局舎のみということで、短期的には問題となっても、中長期的には解消されている状況が見てとれるところでございます。

引き続きまして、参考資料の 14 ページに移っていただければと存じます。コロケーションに際しましては、従来、接続事業者が装置の入替えを行う場合であっても、装置の廃止・新設として扱われて、手続が必要となっていたところでございます。これにつきましては、昨年の答申におきまして、装置の入替えについても、実態を踏まえた上で、簡素化に向けて必要な検討を行うことが適当とされていたところでございます。これにつきましては、N T T東西では接続事業者と実際に協議の上、既存の契約を継続したままで入替えができるように簡素化をしたとの報告を受けているところでございます。具体例として、1と2という形でここでは示させていただいておりますけれども、これら以外につきましても、要望があれば引き続き検討していくということでございます。

続きまして、参考資料の 15 ページにお移りいただけますでしょうか。こちらはリードタイムの短縮化というものについての結果を示しております。これにつきましても、

現状を把握することが適当と昨年の答申でされておりました。まず、②の相互接続点の調査の申し込みから回答までの期間。次に、参考資料の 16 ページにあるとおり、コロケーション設備の設置に着手するまでの期間について、N T T 東西の方でそれぞれ標準納期、どれぐらいの期間で対応できるかというのが設けられているところなのですが、1 枚目でいくとそれぞれの表の一番右側、2 枚目でいきますと下側の参考とあるところの、それぞれの東と西の表の一番右側でございます。これにつきまして、実際に遵守されているかということを調べたところ、平均をとったところ、それぞれ標準納期の範囲内となっている旨、報告があったところでございます。以上が、コロケーションルールの在り方に関する報告結果となっております。

次に、メタル回線のコストの在り方についてです。これにつきましては、コストの検証を行って、更なる適正化に向けた検討を行っていくことが適当ということ、昨年の答申でいただいております。これに当たりまして総務省では、今後の検討のために幾つかの調査をN T T 東西に依頼して、参考資料 17 ページ以降のとおりのお返事を得たところでございますので、順を追って説明させていただきます。

まず未利用芯線のコストの扱いに関連しては、参考資料の 17 ページを御覧ください。メタルの芯線利用率については、この右下にございますとおり、N T T 東西とも一貫して減少傾向にあります。平成 22 年末ではN T T 東西平均で、赤字で示しているとおり 35.8%となっております。こうした状況の一方で、メタル回線の撤去についてどのように考えているのかということ調査項目として挙げており、回答を得たものが、左下の枠囲いにございます。結論といたしましては、メタルケーブルは多数の芯線を 1 つに束ねているということで、したがって個々のケーブルの利用率が低下したからといって、一部でも残りのユーザーがいる場合、若しくは今後の利用見込みがある場合には、ケーブルを丸ごと撤去することはできない。また、既設のほかのケーブルへの収容替えをするということもあり得るのですが、これについても相当程度のコストがかかることから、経済性を踏まえつつ、適切なタイミングで除去・撤去していく考えである旨、回答があったところでございます。

次に、参考資料の 18 ページと 19 ページですけれども、これにつきましては、芯線利用者の実態を把握するため、総務省の方で全局舎と、全局舎のうちフレッツ光サービス未提供の局舎について、それぞれ総芯線で多いところから少ないところまで、芯線利用率のサンプル調査を依頼したところでございます。これについては、結果といたしまし

ては、フレッツ光サービスを提供していない局舎において、全般的にメタル芯線の利用率が高いという傾向があるのですけれども、それを超えて、局舎の規模に応じて特段の傾向が出ている訳ではないという結果が出ているところでございます。

2枚飛んでいただいて、参考資料の20ページでございますけれども、現在使用されているメタルケーブルの経過年数と取得固定資産価額について委員限りでお示しさせていただいております。この中で、オレンジの縦の点線が引かれておりますが、これが法定耐用年数となっております。このように、見てお分かりになるとおり、点線より左側の部分に、実際かなりのものがあるということで、実際にはメタルケーブルは法定耐用年数以上に用いられていることが見てとれるということでございます。特に一番左側のところですが、一部縦軸を省略しているということで、データを追えないほど古いものについても、取得価額で計算すると、相当程度の回線が現在でも使われている状況になっております。

なお、減価償却に当たっては、法定耐用年数で、定率法による償却が行われているところですが、結局この13年を過ぎても、若干数年間かけて残存価格まで償却を行っているとのことでございます。したがって、オレンジ色からの右側だけが減価償却費が発生する訳ではなくて、左側数年分にかかりましても、償却費が若干かかるということになっているとのことでございます。以上が、PSTNに係る論点についての報告内容ということでございます。

続きまして、本体資料の8ページ、最後のページにありますとおり、まずはNGNにおける競争環境の整備ということについて報告させていただきます。

参考資料21ページを御覧ください。今後、PSTNからIP網への移行が進展いたしますと、NTT東西と他事業者のIP網同士の直接接続が必要となっていくと想定されるところでございますが、現在のNGNにおいては、皆様御承知のとおり、中継局接続機能の接続箇所が東西それぞれ2カ所と限定的であったり、10ギガのインタフェースしかないという状況でありました。こういった現状や、更には通信プラットフォームについてのオープン化が必要であるということが課題として挙げられていたところでございます。これらにつきましては、冒頭に石谷から紹介があった「PSTNマイグレーションに係る関係事業者間の意識合わせの場」等において、接続事業者やユーザー企業の要望を受けつつ、NTT東西と検討が進められているということでございます。

個別の詳細については立ち入らないということとさせていただければと思いますが、

中継局については具体的な要望が出ている一方、収容局については具体的な要望がないということで、今のところ具体的検討をしていないということでございます。また、NNIとSNIについてもそれぞれに具体的な要望が出ており、これをもとにNTT東西と関係事業者間での協議、検討等を行っているということでございます。

次に、参考資料の23ページに移っていただきたいと存じます。これはハブ機能の実現というものですけれども、PSTNでは多事業者間、複数の事業者間での間接接続等を担うハブ機能を、NTT東西の網が担っていたところでございます。答申では、PSTNからIP網への移行に当たって、多事業者間接続における事業者間精算の仕組み等について、事業者間協議の場を活用し、早期に検討することが適当とされているところでございます。現在、事業者間協議の場において、これは表2にございますけれども、NTTより精算の方法や、具体的なハブ機能について考えられる機能、これが表1にございますけれども、こういったものをお示しして、接続事業者から意見を募集している段階ということで、報告を受けているところでございます。

最後に、番号ポータビリティでございます。次のページ、参考資料の24ページを御覧いただければと存じます。答申ではOAB-JIP電話について、事業者間での番号ポータビリティを実現すること、そして、ロケーションポータビリティの拡大が求められているとされていたところでございます。これにつきましては、この真ん中の段に、具体的な実現方式というところがございますけれども、番号ポータビリティを実現するためのルーチング方式とデータベース方式について、組み合わせで8パターンが想定されるということですけれども、これについて現在、下の評価項目というところがございますけれども、ユーザーの利便性や費用などの評価項目を定めているという段階で、今後はこの評価内容について、個々の8パターンについて、評価項目に沿って意識合わせを行っているという状況だと聞いております。

なお、ロケーションポータビリティにつきましては、ロケーションポータビリティを実施すべきエリアなどについて、事業者間の意識合わせの場において議論を進めているということで聞いております。以上が、事業者間対応に関する取組状況ということでございます。

○石谷課長補佐　以上、答申の構成に沿いまして、取組状況につきまして総論、利用者対応、事業者対応に関するものを説明させていただきました。事務局からは以上となります。

○東海主査　　ありがとうございました。御苦労さまでした。

冒頭に、この第9回の委員会の趣旨ということをお話し申し上げましたとおり、本日は我々が答申をいたしました電話網の移行円滑化の課題について、しっかりと進捗の状況を確認するという、ある意味では第1回の作業ということでございます。

各委員から、そういった視点での御質問や御意見を頂戴できればと思っておりますが、初めに非常に大きな問題として、全く確認だけですが、NTT東西さんに伺いたいと思います。先般示されました概括的展望については、特に計画を推進することについて、何か阻害要因が起こったであるとか大きな変更要因が出たというようなこと、あるいは新たな課題が出て、そういった概括的展望についての変更を検討しなければならないといったことが出てきたという事態が今はないとのことでございますが、そういうことについて議論の状況について、まず一言だけ御回答いただければと思っております。NTT東日本さんからお願いいたします。

○東日本電信電話株式会社　東日本の北村でございます。今、東海主査から御質問いただいた点につきましては、今のところ我々、お客様対応も一つ一つ、まずは廃止するサービスからお客様対応をしておりますけれども、そういったことも含めて、お客様と対応している中では、現在のところ、それほど大きな変更というか、何かを変えなくてはいけないといったようなことはまだ見えてきてはおりません。

事業者対応につきましても、一つ一つ事業者様から御意見を賜って、それをどうこれからやっていこうかということ、まさに今、事業者様とやっている段階でございますので、現時点で何か大きな問題が出て、ここで何かぜひ御議論をお願いしたいといったような状況にはまだなっていないということです。ただ、これからいろいろと話をどんどん煮詰めていきますと、その中には、やはり様々なルールに関することとして御議論をいただくようなことが出てくるかもしれませんけれども、現時点で、そういったことにはまだなっていないという状況でございます。

○東海主査　　ありがとうございます。NTT西日本さんの方もお願いいたします。

○西日本電信電話株式会社　西日本の池富でございます。今、東の北村が申し上げたとおりの状況で、西としても同じ考えであります。

○東海主査　　ありがとうございました。そういった大きな大枠での確認をさせていただきましたので、どうぞ細部について、各委員から御意見、もしくは確認をしていただければと思います。どうぞ御自由に挙手をしていただいて、御発言くださいませ。

○相田主査代理      では、よろしいですか。今、お話しになられた全体の大枠の話ですけれども、6月末時点で見直すような大きな技術動向や市場環境の変化はないことから、公表した計画どおり進めていく考えであるということで、公表した計画というのがどのような内容だったかというのはあるのですけれども、実は、去る7月25日に情報通信審議会の総会で、アクティブ・ジャパンのICT戦略というものが承認されたのですけれども、その中でアクティブコミュニケーション戦略ということで、災害に強い情報通信ネットワークを実現するため、民間企業、大学への委託による研究開発、委託による研究成果を実証実験するためのテストベッドを2012年度に整備、2016年度までに技術の確立、実用化、携帯電話の輻輳については、2020年度までに東日本大震災と同等程度（通常時の50倍）の音声通信が集中しても、概ね全ての通信を処理することが可能な技術を実現とされております。

これは、かなり注意深い表現になっていて、携帯電話の輻輳については2020年度までに、概ね全ての通信処理をすることが可能な技術を実現ということで、固定電話のことは表向き何も触れられてはいないのですけれども、やはり国民として素朴に見たときに、2020年になれば、携帯電話からかけたものは全て繋がるのだろうと、おそらく普通の国民は感じると思います。現状、携帯電話発の大体6分の1程が固定電話の着信です。かつ、そのうちいわゆる重要通信、役場へかける、病院にかける、あるいはエレベーターの閉じ込めということでもってエレベーター管理会社にかける、全て固定電話への着信ですから、やはりそのようなものが繋がらなくていいのかということで、全ての過程のマイグレーションを済ますというのは、もう少し先になるかもしれませんが、そういう重要通信絡みの管理者というようなものは、この2020年度までにしっかりとIP收容化を済ませることを、ぜひ目指していただきたいと思います。

それから、派生的な話になるのですが、先程の移行とともに終了するサービスというところで、資料9-2の8ページ目、9ページ目の部分で、下のほうに様々書かれていますが、9ページで、ナンバーディスプレイの契約が、まだ700万しかなかったのかということにやや驚きました。これに対してナンバーお知らせが557万契約あるということで、かなりコンパナ数残っている。ただこれについては、しっかりとナンバーディスプレイに対応した端末に置き換えていただければというか、IP電話へ置き換えられれば、それで置き換えられるかと思っています。

1つ上、空いたらお知らせ159サービスということで、これは契約数が0.8万という

のは、多分明らかに宣伝不足だと思います。空いたらお知らせ 159 サービスというサービスを知っている国民がどれだけいるだろうかということなのですが、実はこれは輻輳対策にかなり有効な手段でして、本当ならば、これは事業者を跨いで利用できるようなことを考えていただきたいと思います。これがないとやはり電話が繋がらない場合にまたかけ直しということをはたすら行うことになるので、ぜひ輻輳対策として、これはマイグレ後も、しかもできれば事業者を跨ぐような形で実現することを、ぜひお考えいただきたいなということで、私も 7 月 29 日に初めて聞いたのですけれども、アクティブ・ジャパン I C T 戦略というのができたということの関係もあって、ぜひ重要加入者の 2020 年までの移行完了ということと、輻輳対策絡みということで、空いたらお知らせ 159 サービスというのは一例に過ぎないのかもしれませんが、実現ということをぜひお考えいただきたいなということでございます。

○東海主査 2 つのご質問ですけれども、これは関係しているという理解をして、N T T 東西さんのどちらかで、御見解をお知らせいただけますでしょうか。

○東日本電信電話株式会社 貴重なご意見ありがとうございます。まず 1 点、輻輳対策ということでございますけれども、我々も、携帯からの通信が非常にこれから多くなってくるということでございますので、まさに携帯事業者様と I P ベースでしっかりと繋がるような仕組みづくりをしっかりとやっていかなければいけないと思っております、まさに事業者間の意識合わせの場でも、その点を中心にやっているところでございます。

そのときに、やはりトラヒックがこれからどんどん増えてくるといったときに、我々としては、なるべく輻輳対策というのは、今の加入電話でやっているようなレベルと同等レベルのものを I P の世界でも実現していきたいと思っております。その一手段として、空いたらお知らせ 159 サービスのようなことを継続してやったらどうかというお話もあったのですけれども、その点につきましては、今この場で大丈夫ですとはなかなか言える状況にはありませんので、いただいたご意見はしっかり社に持ち帰って、必要性を含めまして検討し、また御回答できるようにしたいと思っております。

○東海主査 N T T 西日本さんの方はよろしゅうございますか。

○西日本電信電話株式会社 はい。

○東海主査 今、大変大きな問題を 1 つ指摘されて、細かい問題の例を出されたと思うのですけれども、2020 年から 2025 年という概括的展望の動きというものに対して、直接的には P S T N の問題ですけれども、携帯との関係においてどういう環境をつくって

いくかということについては、なかなか具体的に詰められていない部分があるのではないかと気が私もいたします。そういう意味では、今後の動きの中で、今、相田委員が御指摘になったような動向について、それなりに整理をしながら、何か方策を検討していかれるべきかという気がいたしますので、次回、もしくはそれでは少し早いかもしれませんが、１年後ぐらいの状況の中で、御検討された内容をお聞かせいただければと思っておりますが、そういうことでよろしゅうございますか。

ほかにいかがでしょうか。石井委員。

○石井委員      コロケーション設備の撤去のルールの検証のところで確認させていただきたいのですが、参考資料の９－２の 11 ページの３点目に、ＮＴＴ東西さんとしては、接続事業者から撤去工事の期間の短縮化等に関する具体的な提案・要望を受けながら、実際の平均期間を踏まえて、６カ月前ルールの見直しを検討していく予定と書いてあるところですが、下のほうの表に、左側が緑のコロケーション設備の撤去にかかる時間で、長くて 90 日ぐらいあれば大丈夫であろうという結果が出ています。右側は、新たな接続事業者が、コロケーションスペースを利用開始するまでの手続きにかかる期間で、これが 100 日程かかるということですが、次の借り手の分まで今の借り手が支払うという、そういう右側のブルーの部分を含めて今後も検討していられるのか、それとも、やはり新しい借り手の分まで、今、現状の借りている事業者が支払う積極的な理由というところが厳しいかもしれないのでこれを外すということを含めて検討されるのか、その方向性について教えていただきたいと思います。

○東海主査      よろしいでしょうか。

○東日本電信電話株式会社      参考資料の 11 ページにございます当社の御報告内容のように、まず今後どういうふうを考えていくかというところでございますけれども、撤去に要する期間というのは 69 日。この 69 日というのは、弊社にお申し込みいただいて、他事業者の方が、実際にご自分の設備をスペースから撤去する期間というのが 69 日かかっているということでございます。一方、ブルーの網かけでございますけれども、平均 107 日と ＮＴＴ 東日本の方はなっておりますけれども、うち 1 カ月弱が、弊社の方で調査の申し込みをいただいてから回答を差し上げるまでの期間でございまして、残りの約 70 日程度は、他事業者の方が、弊社のスペースに実際の装置を自ら設置工事を行う期間でございます。したがって、概ね転用に要する期間が約 6 カ月ということなので、6 カ月相当の料金又は解約金を頂戴するという形になってございます。

これから他事業者様にお伺いしようと思っておりますのは、まず撤去の期間 69 日というのはどのような形で短縮が可能なのか、又は短縮化の御要望があるのか、自らの計画があるのかということですか、それから、こちらの 107 日のうちの、他事業者様の自前工事に要する期間の短縮の方向性があるのかというようなところをお伺いして、もし他事業者の要する期間等が短縮化される方向性があれば、見直しの検討というのはできるのではないかと考えてございます。

○石井委員 普通に家を借りるような場合を単純に考えると、新しい借り手がつくまでの期間も含めて、今の借り手が支払う積極的な理由というところが、少し難しいのかなと思う点があるのですけれども、このあたりはコロケーションスペース、コロケーション設備の特殊性というのがあるのでしょうか。

○東日本電信電話株式会社 私どもとしては要するに、アイドルタイムというか、不動産の場合にも、半年程度ぐらいのアイドルタイムの期間に要するものは頂戴しているというような、一般的にもそういうことかと考えております。

○石井委員 それは個人が借りる場合と事業者が借りる場合と少し違うのかもしれないですね。

○東海主査 仰るとおりですね。ただそのルールの検討というのは、本日の場のことでないので。

○石井委員 そうですね。今後の方向性として、新しい借り手の分まで現状借り手が払うという、そのルールを維持し続けるのかという点が気になりましたので。

○東海主査 これは事業者間でも、いろいろご議論いただきたいということですね。

○東日本電信電話株式会社 実態を踏まえて、よく議論をさせていただきたいと思ってございます。

○東海主査 他にいかがですか。どうぞ、北委員。

○北委員 メタル回線コストの在り方のところで2つ質問あるのですけれども、1つNTT西日本さんにお伺いしたいのは、いただいたデータで、フレッツ光サービスが提供されているエリアの方が未使用芯線、芯線使用率が低いというのは東西共通で、これは当たり前だと思いますが、たしか「光の道」のときに、特に関西エリアでは、光の設備競争、その上のサービス競争が進んでいて、料金も安くて、その結果、光世帯普及率も高いというデータがあったと思うのですけれども、競争があるかないということと、光普及率の高さ、それとメタル回線の使用率というところに、何か相関が見られるかどうか、

つまり、設備競争、サービス競争をしっかりと 2020 年まで進めていけば、芯線の使用率はどんどん下がっていくものなのかということについて、まずお伺いしたいと思います。

○東海主査 では、そちらからいきましょうか。では、N T T 西日本さんの方からお願いします。

○西日本電信電話株式会社 今回の調査は関西を中心にやっている訳ではないので、データ的には持ち合わせていないのですけれども、やはり傾向としては提供ビルの普及が高いところについては、芯線使用率の傾向としては高いと思いますけれども、その他の要因として、同じ未提供とかでも、例えば新興住宅が最近あったところに対してケーブルを張ったとかということに対しては、他のところより若干高めになるとか、それ以外のケースもありますけれども、総じて言いますと、やはり光提供で競争が激しいところは低くなるのではないかと考えております。

○北委員 もう一つ、それに少し絡みますけれども、いまだ引越しか、あるいは会社が新しく起業する際に電話が必要ということで、電話を引きたいというお問い合わせが入ってくると思いますけれども、その時に、お客様の要望に応えるという形で、お客様がメタル回線の契約をしたいということであればメタルをお勧めしていると思いますが、そのときに、ユニバの中で I P 電話でもよしとされたことで、できるだけ光 I P 電話をお勧めすることはできるでしょうか。現場での今の実態はいかがでしょうか。

実際聞くとところによると、まだまだメタル回線を新たに契約されるお客様が多くいらっしゃるということです。やめていくお客様のほうが多いので、メタルは減っているとはいえ、いまだ新規契約も少なからずあるということを知っているのですが、現場での皆様方の現状の対応と、お客様への説得というのでしょうか、どのような対応をされているのかということをお伺いしたいと思います。

○東海主査 お願いします。

○東日本電信電話株式会社 N T T 東日本の場合でいきますと、マスのお客様と事務用のお客様、2 つに分けて考えるとすると、例えばマスのお客様からすると、そういうお申込みは大体 1 1 6 に入ってくるのが実情です。1 1 6 の問題というのは、競争ルールの関係で色々ありまして、やはり電話の申込みがきたお客様に対して、フレッツ光とかひかり電話の営業をすることは厳しいと言われているところもありますので、そこはお客様からそういう申込みがきても、ひかり電話どうですかとなかなか言いづらいところがあるので、そこはやっていないというのが実情だと思っています。

それと事務用のお客様につきましては、いわゆるアカウントがついているようなお客様につきましては、当然我々、もともとついているメタルの電話につきましても、お客様が端末を交換する機会ですとかいろいろな機会をとらえて、できればひかり電話の方が使い勝手がよろしいですよといったような御案内を差し上げて、お客様になるべくひかり電話を使っていただけるような営業は一生懸命やっているといった状況でございます。

○北委員　今の１１６、これは公正競争上の問題があると思うのですけれども、だからフレッツ光、ＮＴＴ東西のひかり電話だけを営業してはいけなと。現実的には難しいかと思いますが、他社も含めて御紹介するようなことも含めてその辺り考える余地があるのではないのでしょうか。

○東海主査　これは今議論しても仕方ないでしょう。ただ、今仰ったことは大事なことで、やはり光への進捗を早めていただくということ、スムーズにいく方策は何かということは、もちろん競争政策にバッティングするようなことはいけないということでありながらも、何かいろいろな工夫があるのではないかという御示唆をいただいたということだと思います。

他にいかがでしょうか。長田委員。

○長田委員　９－２の４ページの、意識合わせの場の開催状況のところ、もう少し細かくお伺いしたいのですけれども、前回この会議でも、大手事業者様、中小の中の方、大きい事業者様は、この問題はやはり真剣にとらえていらっしゃるって、意見をそれぞれ出していらっしゃると思いますけれども、この問題を全く知らない零細、小さい事業者さんの対応もぜひお願いして、地方での開催などもしていただいていますし、メーリングリストの登録が１０９社というのが、十分そういうことができているという状況なのか、参加者が増えているとか、小さいところにも少し関心を持っていただけているとかいう少し詳細があれば、教えていただきたいです。

○東日本電信電話株式会社　先生からのアドバイスをいただきまして、地方開催、そういうことに気づきまして、札幌、さらに大阪会場で開きましたら、やはり集まりやすいところで開催して、かつ、活発な議論も行えたということで、事業者の方からもありがたいという声が多かったので、アドバイスいただき本当にありがとうございました。

そういうこともございまして、やはり色々な事業者の方にしっかり御意見を言っていたきたいし、それから、色々な方々にこういうような検討状況であるかということ

しっかり周知、又は御連絡申し上げたいということで、なかなか参加されていない事業者の方はいらっしゃるのですが、メーリングリスト中電話系の事業者の方、現時点でいきますと、電話系の事業者 41 社の方、大小全ての方に、メーリングリストには参加いただいているというような形で、何とかアドバイスもいただきながら、事業者の方々の参加というのも高まってきたのかなと思ってございます。以上でございます。

○東海主査　よろしゅうございますか。他にいかがでしょうか。

○相田主査代理　先ほどの北委員の関連で、メタル回線の部分についてお伺いしたいのですが、私としても、とにかく実際に埋まっているものを引き抜くというようなことは現実的ではないと思っているのですが、その一方で、メンテナンスコストの内訳がどうなっているかというのは、私も今は正確に把握していないのですが、いわゆる支障移転のようなときに、芯線利用率が三十何%といったら、半分の線はつなぎ直さないというようなこと、あるいは、新たに引く部分は半分の芯線数のものしか引かないというようなことで、少なくとも工賃を減らすというようなことは考え得るのではないかと思います。何かそういうような対応はされているのかどうかということでお伺いしたいと思います。

○東日本電信電話株式会社　支障移転とか様々な機会をとらえて、効率化できるところはなるべく我々としても効率化できるように、例えば、その場で 30 程しか芯がないのであれば、そこに 200 も 300 も引く必要はないので、そういうときにはなるべく細い芯に換えるとかということは、部分的にやっているところでございます。ただ、それを体系的になかなか最初から全部計画立ててやるというのは難しいところがありますので、今、相田委員が仰ったような機会を捉えて、できるところから効率的に設備が構築できるようなことは、少しずつやってきているつもりではあります。

○東海主査　よろしゅうございますか。他にいかがですか。

○井手委員　資料の 9－2 ですが、10 ページから電気料算定の見直し、それから 6 カ月ルール、長期間空きがない場合、電力リソース、申込み手続の簡素化等々 16 ページまでのことは、基本的には民衆の契約ですので、なるべく事業者にとって妥協できる点で、合意に向けて努力するということが必要だろうと思います。

先ほどの 6 カ月ルールについても、基本的に新たな事業者が見つかるまでの期間を保証するかどうかというところで議論が分かれるところだと思うのですが、基本的に、私は、コロケーションリソース有効活用という観点からすると、新たな事業者が見

つかまでの間、利用料を取るというのは、基本的に問題はないのかなという感じがいたします。もちろん接続事業者にとれば、この期間の料金を請求されるというのは、非常にコストアップに繋がる訳で、その辺で事業者については、事業者間で十分合意を得られるような点を、民民の契約ですから、その点を努力していただきたいと思います。

それから、メタル回線のコスト。これは以前から私は言っているのですが、PSTNからIP網に円滑に移るという場合には、ある程度メタル回線の接続料の高騰というのは、ある意味では避けられないことですので、なるべく安ければいいというのも一理あると思いますけれども、その辺はIP網への移行に円滑に進むという考え方のもとで、メタル回線の接続の料金を考えていただきたいと思います。以上です。

○東海主査 御意見として承るということにしたいと思います。何かございますか。

○東日本電信電話株式会社 ぜひ先生おっしゃるとおり、事業者間でしっかり答申を踏まえまして協議しているつもりでございますし、これからもしっかりとやっていきたいということでございます。

○相田主査代理 それに関連して申し上げますと、12月のときにも申し上げたのですが、光化されると設備がどんどん小型化されるということで、結果的にコロケーションスペースが空いてくるということは、かなりの確率で想像されます。そうすると、この数値に基づいてやるということ、次のお客様が見つかるまでといったら、どんどん延びる可能性があるということで、ただ本当にそういうものを払わなければいけないのかというところで、これはよく御相談いただきたいなと思います。

それから、やはりメタルということはどうするのかというのが、まだNTTさん、マイグレ後も残るだろうというような言い方なのですが、どういう形で残すのか、そのときに値段づけはどのようになりそうなのか、やはり特にドライカップパについては、蓋をあけて計算してみないと分からないというところもあるかと思いますけれども、やはり例の特設公衆電話等を始めとして、災害時等々にしっかりと繋がる電話をどうやって確保するか、そのためにはメタルアクセスを残すのか残さないのかということは非常に大きなことなので、早く方針を示していただきたいというのが、またこれもお願いです。

あともう1点、これはあまり大きなことではないのですが、これはどちらかというと事務局の方かもしれないのですが、資料9-2の8ページのところで、INSネットの隙間配線インドア光ファイバの記述のところ、少し不適切かなと思うのは、

建物外壁に穴をあけるとなると、これはその住戸のオーナーさんというよりは、集合住宅の管理組合の承認が要するという案件になるので、「建物の美観等を気にされるオーナーがいることから」というのは、あまり適切な表現ではないと思うので、そのところを御指摘させていただきたいと思います。

○東海主査　これはどちらの要望ですか。

○東日本電信電話株式会社　最後に「建物の美観等」と書いてあるのは、我々の報告の中だと思います。適切な表現になるべく直したいと思います。

建物の関係でいきますと、ここで言いたかったのは、実際によく我々は曲げフリーコードといっていますけれども、建物が狭隘で、どうしても光が今までいかなかったようなところも、原因の１つは光が曲げに弱いものですから、なかなか直角に曲げたり、折り返したりというのは難しくございましたので、技術開発を進めていって、そういうところでも隙間から入って行って、曲げても繋がるようなものを作りました。それはどうしても穴を開けては困るとか、外側に線を張り出されては困るというようなオーナー様の御要望もあったので、こういったような書き方をさせていただいたのですけれども、表現が不適切であれば、以降直させていただきます。

○東海主査　よろしく願います。

他にいかがでしょうか。どうぞ。

○長田委員　先程井手先生が御発言の、メタルのコストをしっかりと反映して円滑な移行をという点についてですが、確かにそういう考え方でいかざるを得ないところがあると思うのですけれども、そうすると、NTTさんが、極力メタルから移行してもらえような流れを余程積極的に作っていくということをしないと、先程の事業者さんの話と少し共通しますけれども、気がつかないうちに非常に高いコスト高の電話を引き続けている人たちというのが、どうしても一部残ってしまと思います。本日いただいている17ページの未利用芯線に関わる調査結果の調査1の回答を読んでいると、メタルの回線をそのまま残しておきましょうということしかやはり感じられないので、極力コスト削減のための努力もしていただきながら、移行を促すところをやっていたいただかないと、本当に気がついたら非常に高い電話だけが残るということになるのだらうなと思いましたので、一言申し上げます。

○東海主査　分かりました。

他にいかがでしょうか。特に委員からの御発言がないということでございましたら、

本日の第9回、電話網移行円滑化のための、6カ月経過をした段階での状況の確認という意味における委員会、この辺りで終えさせていただきたいと思っております。N T T 東日本さん、N T T 西日本さんには、御多忙の中、御出席いただきましてありがとうございました。

次回の日程等、事務局からお願いしたいと思います。

○石谷課長補佐 次回の本委員会の開催につきましては、現在のところ未定でございます。開催予定が決まり次第、事務局よりご連絡させていただければと存じます。以上です。

○東海主査 ありがとうございました。それでは、本日は終了させていただきます。御苦労さまでした。

《 以上 》